

## 環境物品等の調達の推進を図るための方針

公正取引委員会

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成28年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### I 特定調達物品等の平成28年度における調達の目標

平成28年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針〔平成28年2月2日変更閣議決定。以下「基本方針」という。〕に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、次のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

#### 1 紙類

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙及びジアゾ感光紙）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
印刷用紙（カラー用紙を除く。）	
印刷用紙（カラー用紙）	
衛生用紙（トイレットペーパー及びティッシュペーパー）	

#### 2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

定規
トレー
消しゴム
ステープラー
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
粘着テープ（布粘着）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー（ウェットタイプ）
OAクリーナー（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース（FD, CD及びMO用）
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具

墨汁
のり (液状) (補充用を含む。)
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)
のり (固形)
のり (テープ)
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒 (紙製)
窓付き封筒 (紙製)
けい紙
起案用紙
ノート
タックラベル
インデックス
パンチラベル
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレーザー
額縁
ごみ箱
リサイクルボックス
缶・ボトルつぶし機 (手動)
名札 (机上用)
名札 (衣服取付型及び首下げ型)
鍵かけ (フックを含む。)
チョーク
グラウンド用白線
梱包用バンド

### 3 オフィス家具等

椅子	調達を実施する品目については、調達目標
机	は100%とする。
棚	

収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
---	--

#### 4 OA機器

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） 電子計算機 プリンタ等（プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機） ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小型充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ 掛時計 プロジェクタ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 5 移動電話

携帯電話 P H S スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--------------------------	------------------------------

#### 6 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫） 電気便座	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--------------------------------------	------------------------------

テレビジョン受信機 電子レンジ	
--------------------	--

## 7 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

## 8 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達の予定はない。
-------------------------------------	-----------

## 9 照明

蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

## 10 自動車等

### 10-1 自動車

#### (1) 一般官用車

自動車	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

#### (2) 一般官用車以外の自動車

調達の予定はない。

### 10-2 I T S 対応車載器

E T C 対応車載器	調達の予定はない（全ての車両に導入済み）。
-------------	-----------------------

カーナビゲーションシステム 一般商用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達の予定はない。
--	-----------

## 11 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

## 12 制服・作業服・帽子

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。

## 13 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド カーペット（タフティッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペット） 毛布等（毛布及びふとん） ベッド（ベッドフレーム及びマットレス）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	---

## 14 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

## 15 その他繊維製品

テント・シート類（集会用テント及びブルーシート） 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

## 16 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム	調達の予定はない。
------------------------	-----------

燃料電池	
生ゴミ処理機	
節水機器	
日射調整フィルム	

## 17 防災備蓄用品

ペットボトル飲料水	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
アルファ化米	
乾パン	
缶詰	
レトルト食品	
非常用携帯燃料	
携帯発電機	
保存パン	
栄養調整食品	
フリーズドライ食品	

## 18 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

## 19 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達目標は100%とする。
植栽管理	調達目標は100%とする。
清掃	調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
害虫防除	調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。

庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は100%とする。
引越輸送	調達目標は100%とする。
会議運営	調達の予定はない。

## II 特定調達物品等以外の平成27年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。

## III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 調達方針は、全ての部局、地方事務所及び支所を対象とする。
- 2 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 3 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 4 調達方針に基づく調達担当窓口は、官房総務課会計室とする。
- 5 当委員会内に環境物品等調達のための連絡会議を設ける（別紙）。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。

(別紙)

## 公正取引委員会環境物品等調達推進体制概要図

### 《推進本部》

本部長：官房総括審議官

副本部長：官房総務課長

本部員：官房総務課会計室長

経済取引局総務課長

経済取引局取引部取引企画課長

審査局管理企画課長

事務局：官房総務課会計室

### 《調達担当部局》

官房総務課会計室

調達担当課室

地方事務所等